

○金融庁告示第九号  
リバティ・ミューチュアル・インシュアランス・カンパニーがその日本における保険業を廃止したことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条第一項第一号の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十三条第四号の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月十一日

金融庁長官 高木 祥吉